

第七十一回
帝國議會貴族院 關稅定率法中改正法律案特別委員會議事速記錄第一號

付託議案

關稅定率法中改正法律案
昭和七年法律第四號中改正法律案

大正十四年法律第五十一號中改正法律案

鐵ノ輸入税免除ニ關スル法律案
大正九年法律第五十三號中改正法律案

昭和十二年勅令第百三十號(承諾ヲ求ム)輸入税免除ニ關スル法律案

委員氏名

山田仙之助君
水野甚次郎君

出光佐三君

副委員長 伯爵黒木三次君

委員長 伯爵黒木三次君

副委員長 男爵東郷安君

副委員長 男爵東郷安君

公爵岩倉具榮君

公爵岩倉具榮君

侯爵筑波藤麿君

侯爵筑波藤麿君

子爵伊東二郎丸君

子爵伊東二郎丸君

子爵裏松友光君

子爵裏松友光君

子爵高橋是賢君

子爵高橋是賢君

山川端夫君

山川端夫君

男爵大藏公望君

男爵大藏公望君

男爵安場保健君

男爵安場保健君

菅原通敬君

菅原通敬君

稻畑勝太郎君

稻畑勝太郎君

磯村豊太郎君

磯村豊太郎君

佐々木八十八君

佐々木八十八君

大澤徳太郎君

大澤徳太郎君

○委員長(伯爵黒木三次君) ソレデハ是ヨリ委員會ヲ開催致シマス、付託サレテ居リマス案件ハ、關稅定率法中改正法律案、昭和七年法律第四號中改正法律案、大正十四年法律第五十一號中改正法律案、鐵ノ輸入税免除ニ關スル法律案、昭和十二年勅令第百三十號(承諾ヲ求ム)輸入税免除ニ關スル法律案、此ノ六件デゴザイマスガ、中最後百三十號、大正九年法律第五十三號中改正法律案、此ノ六件デゴザイマスガ、中最後ニ讀ミ上ゲマシタノハ、是ハ拓務關係ノモノデゴザイマスルカラ、前ノ五件ダケヲ一括致シマシテ、大藏當局ノ先ツ説明ヲ求メタイト思ヒマス

○政府委員(中村三之丞君) 關稅定率法中改正法律案ニ付キマシテハ、曩ニ本會議ニ於キマシテハ大藏大臣ヨリ大體ノ説明ガアリマシタガ、此ノ機會ニ於キマシテ少シク敷衍致シマシテ御説明ヲ申上ゲタク存ジマス、先ツ第一ニ第七條第四號ノ二ノ削除デアリマス、是ハ御承知ノ通リ直接燃料ニ供スル礦油ノ中ノ比重〇・九〇四ヲ超エタルモノヲ政府ノ許可ヲ受ケ輸入スル場合、其ノ輸入税ハ免稅スルト云フ規定デゴザイマスガ、本規定ハ確カ大正九年ニ當時石炭ノ價格ガ騰貴致シマシタ爲、各種工業ニ對シテ液體代用燃料ノ使用ヲ獎勵スル趣旨ニ依リマシテ定メラレタモノト記憶致シマスガ、目下ノ事情ハ是ト反對トナリマシテ、和七年法律第四號中改正法律案、大正十四年法律第五十一號中改正法律案、鐵ノ輸入税免除ニ關スル法律案、昭和十二年勅令第百三十號(承諾ヲ求ム)輸入税免除ニ關スル法律案、此ノ事業ノ達成ニハ相當ノ犠牲ヲモ吝シム譯ニハ參ラヌル必要ガ緊急トナリマシテ、此ノ事業ノ達成ニハ相當ノ犠牲ヲモ吝シム譯ニハ參ラヌル事情ニアリマスノデ、礦油ニ對スル關稅率ヲ引上グルト同時ニ、此ノ免稅規定ヲモ廢止シ、液體代用燃料事業ノ達成ニ資シタイト考ヘルノデアリマス、唯漁業用礦油ニ對スル免稅ノ實績ハ、從來其ノ全部ガ必ズシモ漁民等ノ利益トハ相成ツテ居ラヌヤウニ見受ケラレマスノデ、中小漁民ニ對シ惡影響ヲ及サザルヤウ豫算等ニ於テ是等ノ點ハ十分考慮致シテ居ルノデゴザイマス、次ハ同條第十二號ノ改正デアリマスルガ、本號ノ改正ハ政府ノ輸入スル酒精ノ製造原料ノノ原料トシテ必要缺クベカラザルモノデアリマスカラ、此ノ「パルプ」ノ原料トナル木材ヲ輸入シテ「パルプ」ヲ製造スル時ハ、原本木ノ關稅ヲ免除シ、以テ本邦「パルプ」工業ノ發達ノ一助ニ資スルト云フノガ其ノ目的デゴザイマス、尙此ノ際便宜附則中ノ經過

既ニ關稅ノ免除ヲ受ケタル物品ノ關稅等ニ付キマシテハ、仍チ從前ノ例ニ依ルコトシタノデアリマス、次ニ別表中ノ礦油外九品ノ關稅率ノ改正ニ關シマシテ簡單ニ御説明申上ゲマス、第一ハ礦油ノ關稅改正デアリマス、御承知ノ如ク礦油ヘ重要ナル液體燃料デアルニモ拘ラズ、本邦ニハ其ノ資源乏シキ爲、是ガ對策ヲ講ズルコトハ喫緊ノコトデアリマス、其ノ爲ニハ石炭液化事業又ハ代用燃料ノ製造等獎勵助長ヲ要スルコトガ多々アルノデゴザイマス、輸入礦油ニ對シテモ關稅ヲ引上げ、是等國策事業ノ達成ニ資スル要アリト認メタノデアリマス、而シテ引上ノ率ト致シマシテハ「ガソリン」「ガロン」ニ付五錢ヲ目標トシ、燈油類ハ大體「ガソリン」ト從價割合ガ同ジニナルヤウニ改正致シ、原油ニ對シテハ其ノ揮發油分ノ含量ニ對シ「ガソリン」關稅引上ニ順應シテ比例的ニ稅率ヲ引上げ、尙分類ノ方法ト致シマシテハ、原油類モ大體比機油類ノ稅率モ大體從價二割五分程度ノ從重ニ依ルコトニ改メタノデアリマス、又機量稅ニ改正致シマシテ、内地機械油製造業

ノ保護ニ資スル考デアリマス、礦油ニ關スル以上ノ改正ハ全ク前議會ニ提案致シマシタ儘ノモノデアリマスルガ、今回ハ満洲ニ於テ生産セラレル人造石油類ヲ無稅トナス爲、礦油ノ中カラ石炭又ハ油母頁岩ニヨリ製造シタルモノヲ特掲致シマシテ、之ヲ無稅トン、之ニ伴ヒ稅表ノ區分モ變更致シタノデアリマス、次ニ今回新タニ二ツノ改正ガ附加セラレタノデアリマス、即チ其ノ一ツハ第二百七號ノ二トシテ石炭「ガス」ヲ特掲シテ無稅トスルモノデアリマシテ、是ハ朝鮮ノ新義州ニ於テ滿洲ノ安東ヨリ鐵管デ石炭「ガス」ノ供給ヲ受ケ、各家庭ニ配給スルコトニ相成リマシタニ付キマシテ、之ヲ無稅トスル必要ガ生ジタノデアリマス、又他ノ一つハ印刷料紙申新聞用紙ハ、其ノ用途等ニ顧ミマシテ之ヲ無稅ト致シタ次第デゴザイマス、尙製紙用「バルブ」ナル名稱ハ不適當デアリマスルノデ、今回纖維素「バルブ」ト改メルコトニ致シタノデアリマス、次ハ自動車及同部分品ノ關稅改正デアリマスガ、自動車ハ只今從價五割、部分品ノ方ハ從價四割二分デアリマシテ、佛國トノ稅率協定ガゴザイマスノデ、兩者トモ協定稅率ハ三割五分ニ相成ツテ居リマス、本邦自動車工業ノ確立ハ是亦國策トシテ急速ニ

其ノ實現ヲ圖ル必要ガアリマスノデ今回自動車ハ從價七割ニ引上げ、部分品ハ主ナル部分品ヲ掲名シテ分類シ、各自ニ從價六割ニ相當スル從量稅ヲ配シタノデアリマスガ、前ニ申上ゲマシタ如ク「フランス」トノ稅率協定ノ關係上、改正後ハ自動車ハ從價四割九分、部分品ハ大體從價五割ノ從量稅トナルコトニナルノデアリマス、以上申上ゲマシタ自動車部分品ノ中ニハ、原動力機タル内燃機關ハ含レテ居リマセヌデ、自動車用内燃機關ノ稅率モ此ノ際同時ニ改正シテ、從價五割ニ相當スル從量稅ニ改メタノデアリマス、次ニ針布ノ關稅改正ニ付テ申上ゲマス、針布ト申シマスモノハ、布帛又ハ皮革等ニ銅鐵等ノ針ヲ植付ケタモノデアリマシテ、機械ニ取付ケ纖維ヲ取揃ヘタリ、煙草ヲ揃ヘタリ、又ハ布帛ノ表面ヲ起毛スル等ニ用フルモノデアリマス、本品ハ本邦ニ於テモ其生産ガ開始セラレテ居ルニモ拘ラズ、其ノ稅率ガ著シク低率ナル爲ニ常ニ輸入品ニ壓迫セラレテ居リマスノデ、其ノ稅率ヲ引上げ、之ガ保護ニ資スル考デアリマス、次ニ軸受及同部分品ノ關稅改正デアリス、居リマスル甚ダ重要ナモノデアリマシテ、マス、是ハ機械ノ回轉部分ニ使用セラレテ居リマスル

十分獎勵策ヲ講ジテ居ルノデアリマスガ、且モ考慮シテ、其ノ稅率ヲ引上げ保護ラスル必要アリト認メタノデアリマス、次ニ「カッサヴァアルート」ノ關稅率ヲ毎百斤一圓六十五錢ニ引上ゲマシタ理由ハ本品ハ糊料等トシテ内地ノ小麦粉及澱粉等ト競争ノ状態ニ在ル爲、是等内地澱粉業ヲ保護スル目的ニ外ナラヌノデアリマス、最後ニ變性糖蜜ハ從來ノ從價二割ヲ課セラレテ居リマシタガ、近來「グリセリン」ノ製造方法ニ醸酵法ガ採用セラル、ヤウニナリ、從^クテ糖蜜ハ是等事業ノ必要ナ原料ト相成リマシタガ、本品ノ供給ハ潤澤デアリマセヌノデ、今回從價五分ニ引下ゲ「グリセリン」製造業ノ利便ニ供スル考デアリマス、最後ニ一言御断リ申上ゲマスガ、前回ニ提案致シマシタ「ヨード」ノ關稅改正デアリマス、之ハ「チリー」國トノ談合ガ付キマシタノデ、今回ハ之ヲ見合ハセマシテ、事情ノ推移ニ留意スルヲ適當ト認メタ次第デゴザイマス、尙御質問ニ依リマシテ、ソレゾレ關係當局ヨリ御答申上ゲタイト存ジマス、昭和七年法律第四號中改正法律案ニ付キマシテハ曩ニ本會議ニ於キマシテ大藏大臣ヨリ大體ノ説明ガアリマシタガ、此ノ機會

ニ於キマシテ少シク敷衍シテ御説明ヲ申上
ゲタイト存ジマス、昭和七年法律第四號ト
申シマスノハ、御承知ノ通り輸入税ノ從量
税率ニ關スル法律デアリマシテ、「關稅定率
法別表輸入税表ニ定メラレタル從量稅率ハ
當分ノ内之ヲ百分ノ百三十五トス、但シ同
輸入税表ニ掲グル物品ニシテ本法ノ別表ニ
掲タルモノ、從量稅率ハ此ノ限ニ在ラス」
ト云フノデアリマス、今回ノ關稅定率法中
改正法律ニ依リマシテ、其ノ稅率ヲ改正セ
ラルベキ物品中從量稅ヲ盛ラレテアル礦
油、自動車部分品、自動車用内燃機關、機
械部分品ノ中針布及「ベアリングボール」、
「カッサバアルート」ノ諸品ニ付テハ其ノ生産、
輸入及需給ノ關係等諸般ノ事情ヲ勘案シ
テ、其ノ稅率ヲ定メタモノデアリマスルカラ
ラ、此ノ上三割五分ヲ附加スルノ必要ヲ認
メナイノデ、前例ニ依リマシテ本法ノ別表
ニ追加スルコトシタノデアリマス、尙新
聞用紙ハ從來本法ノ別表ニ掲ゲラレテ居リ
マシタガ、今回ハ改正セラレテ無稅トナリ
マスニ付テハ、是ハ本表ヨリ削除セラレル
コトト相成ルノデアリマス、以上ハ全ク關
稅定率法ノ改正ニ伴フ整理的ノ改正ニ過ギ
ナイノデアリマス、次ニ今回ハ砂糖ノ外十
四品ニ關シテ、昭和七年法律第四號ノ實質

的ナ改正ヲ行フノデアリマスガ、其ノ趣旨
ヲ申上ゲマス、御承知ノ通り本法ニ依リマ
シテ、從量稅率ト從價稅率トノ權衡モ今日
迄相當保タレテ居リマスルガ、何分ニモ最
近ノ物價ノ趨勢等カラ見マシテ、本法ニ依
リ三割五分ノ附加稅ガ課セラレテ居ルモノ
ノ中重要ナル數種ノモノニ付キマシテハ、
此ノ際少クトモ三割五分ノ附加稅ハ除外致
シタ方ガ適當デアルト考ヘラレルノデアリ
マス、就キマシテハ砂糖ノヤウナ國民生活
ニ關係ノ深イモノ、苛性曹達ノ如キ化學工
業、就キマシテハ砂糖ノヤウナ國民生活
ニ關係ノ深イモノ、苛性曹達ノ如キ化學工
業ノ基礎トナルモノ、綿織絲、毛織絲、毛
綿織絲、人絹及「バルブ」ノヤウナ重要纖維
化教育ニ關係深キモノ又ハ銅、鉛、亞鉛及
錫等ノ如キ重要金屬ノ關稅率ハ三割五分ノ
課稅カラ之ヲ除外シ、物價調整ノ一助ニ資
シタイト考ヘマス、是等物品ノ選定ニ付キ
マシテハ國內產業トノ關係モ十分考慮致シ
マシタ次第デアリマス、尙砂糖外十四品ニ
關シマシテハ、取引ノ實情ヲ顧慮シマシテ、
其ノ實施期ハ昭和十二年十月一日ヨリト
スルコトニ致シタノデアリマスガ、此ノ外硝酸「アンモニ」ヲ新タニ別表申號ニ追加シテ免除ス
マス、以上ハ前議會ニ提案セラレタモノデ
ハ公私ノ重工業ニ重大ナル影響ヲ及シ、國
家緊急要務タル國防ニ支障ヲ來ス虞ガアリ
マスノデ、去ル四月十五日勅令第百三十號
ヲ以テ、鐵ノ輸入稅免除ニ關スル緊急勅令
ガ公布セラレタノデアリマス、仍テ帝國議
會ノ承諾ヲ求ムル爲茲ニ之ヲ提出シタ次第
デアリマス、然ルニ鐵ノ輸入稅ニ付キマシ
テハ、其ノ生產、輸入、需給等ノ狀況ニ顧

法ノ別表甲號ニ掲ゲラレタ物品ハ、輸入
稅全額免除トナリ、乙號ニ掲ゲラレタ物
品ハ一部免除、即チ輸入稅ヲ低減セラルル
製造ニ使用セラル、重要ナル化學藥品デア
リマスノデ、今回特惠關稅ノ甲號ニ之ヲ追
加シマシテ、輸入稅ノ全額ヲ免除致シマシ
テ、本品ノ輸入ニ便ニショウトシタノデゴ
ザイマス、尙詳細ノコトニ付キマシテハ御
質問ニ依リマシテソレ／＼關係當局ヨリ御
答致シタイト存ジマス、鐵ノ輸入稅免除ニ
成ツテ居ルノデアリマス、處ガ大豆硬化油ノ
製造ニ供スル大豆油ニ付キマシテハ、昨年
八月、關稅定率法第九條ノ規定ニ基ク大正
十年勅令第二百三十八號ニ依リマシテ、其
ノ輸入稅ヲ免除スルコト致シマシタ關係
ノ承諾ヲ求ムル件ニ付キマシテハ、曩ニ本
會議ニ於キマシテ大藏大臣ヨリ說明ガアッ
タノデアリマスガ、此ノ機會ニ於テ重ネテ
御説明ヲ申上ゲタイト存ジマス、前議會ニ
鐵ノ輸入稅免除ニ關スル法律案ガ提出サレ
審議未了ニ終ツタノデアリマスガ、其ノ後ニ
於ケル鐵ノ供給不足ト、其ノ價格ノ暴騰ト
ハ公私ノ重工業ニ圓滑ナル運行ヲ阻害シ、
延イテ一般產業ニ重大ナル影響ヲ及シ、國
家緊急要務タル國防ニ支障ヲ來ス虞ガアリ
マスノデ、去ル四月十五日勅令第百三十號
ヲ以テ、鐵ノ輸入稅免除ニ關スル緊急勅令
ガ公布セラレタノデアリマス、仍テ帝國議
會ノ承諾ヲ求ムル爲茲ニ之ヲ提出シタ次第
デアリマス、然ルニ鐵ノ輸入稅ニ付キマシ
テハ、其ノ生產、輸入、需給等ノ狀況ニ顧

ミ、前議會ニ提案致シマシタ通り、昭和十四年六月迄ヲ最長限度トシテ之ヲ免除シ、且鐵ノ市況、又ハ輸入ノ狀況等ノ變化ニ備ヘル爲ニ、物品ヲ指定シテ免除期間ヲ短縮シ得ルコトスルノガ適當デアルト認メラレマスノデ、茲ニ之ニ關スル法律案ヲ提出致シ、曩ノ緊急勅令ハ之ヲ廢止スルコトニ致シタインデアリマス、尙詳細ノコトニ付キマシテハ御質問ニ依リマシテソレ／＼關係當局ヨリ御答致シタイト存ジマス

○委員長(伯爵黒木三次君) 然ラバ次イデ大正九年法律第五十三號中改正法律案ノ御説明ヲ拓務當局ヨリ御願ヒ致シマス

○政府委員(八角三郎君) 大正九年法律第五十三號關稅定率法、保稅倉庫法及假置場法等ノ朝鮮ニ於ケル特例ニ關スル法律中改正法律案ニ付テ御説明申上ゲマス、本案ハ其ノ提出ノ理由ニ付キマシテハ、本會議ニ於テ御説明申上ゲタ通リデアリマスガ、此ノ機會ニ於キマシテ更ニ詳細ニ御説明申上ゲテ置キタイト存ジマス、改正ノ第一點ハ、第一條第八號ヲ設ケマシテ、朝鮮ニ於テ輸發油ニ混入スベキ「アルコール」ノ製造ニ供スル原料品ハ、朝鮮總督ノ認可ヲ受ケテ輸入スルモノニ限り輸入稅ヲ免除セムトスルモノデアリマス、朝鮮ニ於キマシテモ、燃

料國策ニ順應致シマシテ、大體内地ト同様ノ揮發油及「アルコール」混用制度ヲ實施スル計畫デゴザイマス、混入用「アルコール」ノ製造ハ内地ニ於テハ政府ノ製造專賣ニ依ルコトナツテ居リマスルガ、朝鮮ニ於テハレマスノデ、茲ニ之ニ關スル法律案ヲ提出致シ、曩ノ緊急勅令ハ之ヲ廢止スルコトニ致シタインデアリマス、尙詳細ノコトニ付キマシテハ御質問ニ依リマシテソレ／＼關係當局ヨリ御答致シタイト存ジマス

○委員長(伯爵黒木三次君) 然ラバ次イデ大正九年法律第五十三號中改正法律案ノ御説明ヲ拓務當局ヨリ御願ヒ致シマス

○政府委員(八角三郎君) 大正九年法律第五十三號關稅定率法、保稅倉庫法及假置場法等ノ朝鮮ニ於ケル特例ニ關スル法律中改正法律案ニ付テ御説明申上ゲマス、本案ハ其ノ提出ノ理由ニ付キマシテハ、本會議ニ於テ御説明申上ゲタ通リデアリマスガ、此ノ機會ニ於キマシテ更ニ詳細ニ御説明申上ゲテ置キタイト存ジマス、改正ノ第一點ハ、第一條第八號ヲ設ケマシテ、朝鮮ニ於テ輸發油ニ混入スベキ「アルコール」ノ製造ニ供スル原料品ハ、朝鮮總督ノ認可ヲ受ケテ輸入スルモノニ限り輸入稅ヲ免除セムトスルモノデアリマス、朝鮮ニ於キマシテモ、燃

號ト致シマシテ、從來關稅免除ノ取扱ヲ受ケテ居リマス所ノ旅客又ハ貨物ヲ運搬スルノ製造ハ内地ニ於テハ政府ノ製造專賣ニ依ルコトナツテ居リマスルガ、朝鮮ニ於テハ關係上、木材屑ヲ入手シ易イ平安北道新義州ニ工場ヲ建設中デゴザイマスガ、對岸安東方面ヨリ原材料タル木材屑ヲ輸入スル爲ニ、相當高率ノ關稅ヲ課セラルル次第デゴザイマス、然ルニ内地ニ於テ政府ガ其ノ「アルコール」製造專賣ノ爲、輸入スル原料品ニ對シマシテハ、別途提案セラレマシタル關稅定率法中改正法律案ニ依リマシテ輸入稅ヲ免除セラルルコト相成シテ居リマスノデ、之ト同様混入用「アルコール」ノ低廉豐富ナル供給ヲ圖リマス趣旨ニ於キマシテ、朝鮮ニ於ケル混入用「アルコール」ノ製造原料品ニ輸入稅ヲ免除セムトスルモノデゴザイマス、ノデ、第二條第七號ヲ以チマシテ、是等物品ノ橋梁ノ架設工事用器具、機械トカ、近クト致シマシテ、現在著々進捗中ノ國境河川ノ橋梁ノ架設工事用器具、機械トカ、近クトカヲ對岸ヨリ一時借入使用致シ、一年以内ニ再輸出シタ場合、是等ノ物品ニ對シ輸入稅ヲ免除セムトスルモノデゴザイマス、次ニ第七條ノ二ヲ設ケマシテ、雄基、羅津ヲ受ケテ經營シテ居リマスル北鮮ニ於ケル鐵道運輸營業ノ如キハ、營業主體ガ外國ニ次ニ南滿洲鐵道株式會社ガ朝鮮總督ノ委託ノデ、臨時ニ本社等カラ借入レ使用スル場所ニ應ジ得ルダケノ車輛ヲ常備シテ居ナイノデ、臨時ニ本社等カラ借入レ使用スル港頭ニ於キマシテ改裝、仕分、混合ト云々

ヤウナ作業ヲ必要トスルノデゴザイマシテ、現行ノ規定デハ斯様ナ作業ハ保稅倉庫カ又ハ保稅工場デナケレバ出來ナイコトニナツテ居ルノデゴザイマスルガ、北鮮三港ハ東北滿洲ノ經濟的門戸タルノ使命ヲ與ヘラレテ居リマシテ、滿鐵ニ其ノ經營ヲ委託サレマシタ特殊ナ港デゴザイマスルノデ、是等三港ニ限ツテ 稅關長ガ外國貨物ヲ藏置シ得ベキ場所ニ指定シマシタ所謂指定保稅地域ニ於キマシテモ亦保稅倉庫、保稅工場ニ於ケルト同様、貨物ノ改裝、仕分、混合ノ作業ヲ行フコトヲ得セシメ、以テ此ノ港ノ機能ヲ十分ニ發揮シ、朝鮮通過貿易ノ進展ト奥地滿洲ノ開發ニ資セムト致スモノデゴザイマス、改正ノ第三點ハ第三條ヲ改正致シマシテ、輸入稅免除ノ特典ヲ與フル製鐵事業者ノ資格ヲ改正セムトスルモノデゴザイマス、現行法ニ於キマシテハ一年三萬五千廻事業者ニ對シ、其ノ事業ニ使用スル器具機械類ヲ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケテ輸入スル場合ニ限リ輸入稅免除ノ特典ヲ與ヘテ居ルノデアリマシテ、此ノ規定ハ製鐵業獎勵法ニ於ケル製鐵業者ノ事業用品ニ對スル輸入稅免除ノ規定ト同様デゴザイマス、然ルニ今回別途提案セラレテ居リマスル製鐵事業法案ニ

依リマシテ、製鐵業獎勵法が廢止セラレ、事業用品ニ對スル輸入稅ノ免除ヲ受ケベキ對應致シマシテ、此ノ法律ニ規定セル製鐵事業者ノ資格ヲモ同様ニ改正セムトスル次第デゴザイマス、尙第二條第一號及第八條ノ面トアリマスルモノヲ邑面ト改正致シマシタノハ、先ニ實施セラレマシタ朝鮮ニ於ケル地方制度ノ改正ニ伴フ字句ノ修正デゴザイマス、以上ヲ以テ大正九年法律第五十三號中改正法律案ノ提案理由ヲ大體御説明申上ゲタ次第デゴザイマス、尙御質問ニ依リマシテ御答ヘ申上ゲルコト致シマスヲ止メテ下サイ

(速記中止)

○委員長(伯爵黒木三次君) 速記ヲ始メテ下サイ
○男爵大藏公望君 基ダ勝手デスガ、脇ノ委員會ニ参リマスノデ、先ニ質問サセテ貰ヒマス、先ニ大藏當局ニ伺ヒタイノデスガ、今回ノ分ハ先程御説明ガアッタヤウニ、二件出禁止トカ、輸入禁止トカ、各方面ノ問題セヌカ

○政府委員(太田正孝君) ソレニハ勿論輸出ノ御心配ニナツテ居ラッシャルカ、現

○男爵大藏公望君 其ノ主ナモノハドウ云フモノヲ御心配ニナツテ居リマスノデ、

○男爵大藏公望君 其ノ間ニ對満事務局ノ方ニ伺ヒタイ、其ノ御計畫ノ中ニ必ズ滿洲

○男爵大藏公望君 其ノ間ニ對満事務局ノ鐵ト云フモノモ包含サレテ居ルモノト思

ヒマスガ、又滿洲ニ關シテハ單ニ鐵ノミナラズ、昨今謂ハレテ居リマス日滿產業一體

ト云フコトノ御方針ガ既ニ御立チニナツタカ、若シクハ今後御立テニナルニ相違ナイ

ト思ヒマスガ、大體日滿產業ノ關係ヲ、殊ニ鐵ニ付ドウ云フヤウニ御取扱ニナリマ

ダ開稅ニ依ツテ其ノ輸入ヲ成ルベク阻止シタリ、若シクハ國際收支ノ關係上ドウシタ矢張リ關稅關係ト同ジヤウニ考慮スベキ問題ト思ハレマスガ、何カ御考究中ノモノガアリマスナラバ 大凡ヲ承ツテ置キタイ

製鐵事業者ノ資格ヲ改正セラレマスルノニ對應致シマシテ、此ノ方面ニ付キマシテ事業者ノ資格ヲモ同様ニ改正セムトスル次

○政府委員(太田正孝君) 今回法案ヲ出ス迄ニハ北支事變ノ關係ハ中ニ入ツテ居リマセス、併シナガラ金融、爲替、輸出入、全面ニ付キマシテ、事件ノ進行ニ伴ツテドウ處理シテ宜イカト云フコトニ付テ、各方面ノ研究ヲ重ネテ居リマスノデ、研究ガマダ此ノ法案ヲ出ス時ニハ、北支事件關係ノモノハ考慮セズニ出テ居ルノデゴザイマスガ、

今研究中デゴザイマシテ、其ノ必要ガアル

ガ凡ソ輸入シ得ル見込ガアルノデゴザイマ

セウカ、若シナイトスレバ其ノ對策ハドウ

ナツテ居リマセウカ、又鐵ニ關シテハ凡ソ何

年頃ニ此ノ自給自足ノ域ニ達スルカ、大體

ノ御計畫ヲ承リタイノデアリマス

○委員長(伯爵黒木三次君) 鎌山局長ヲ今

呼ビニ行ツテ居リマス

○男爵大藏公望君 其ノ間ニ對満事務局ノ

方ニ伺ヒタイ、其ノ御計畫ノ中ニ必ズ滿洲

ノ鐵ト云フモノモ包含サレテ居ルモノト思

ヒマスガ、又滿洲ニ關シテハ單ニ鐵ノミナ

ラズ、昨今謂ハレテ居リマス日滿產業一體

ト云フコトノ御方針ガ既ニ御立チニナツタ

カ、若シクハ今後御立テニナルニ相違ナイ

ト思ヒマスガ、大體日滿產業ノ關係ヲ、殊

ニ鐵ニ付ドウ云フヤウニ御取扱ニナリマ

到ル處「バス」ノ競争ガアル、鐵道省ノ省營「バス」ノ如キモ現在アル所ニ又行ハレル、矢張リ「ガソリン」ノ費消ト云フコトニナルノデアリマス、各方面トモ自分ノ方ノ仕事ニノミ熱心デ、如何ニシテ此ノ「ガソリン」ヲ節約スルカト云フコトニ付テハ、官廳ノ中ニ於テハ協力ニナツテ居ラナイ、唯商工省ハナイカ、是ハ能ク商工省ノ方ニ於キマシテ、有ラユル「ガソリン」ノ消費ノ方面ニ付テ、詳細ナ御取調ヲ願ッテ、其ノ御考ノ所ハ感ヲ深クスルノデアリマス、又「ガソリン」税ヲモット上げテモ宜イノデハナイカ、日本ガ一番低イノデ、五十一錢ト云フ「ガソリン」ハ世界中ニナイヤウナ譯デアリマスガ、サウスレバ直グ「タクシー」ガ止ルト云フコトデ何時デモ反対ノヤウデアリマスガ、然ラバ場合ニ依リマシテハ「ガソリン」ノ税ヲ上ゲテ、自動車税ノ方ヲ下げる、自動車税ハ隨分高イノデアリマスガ、自動車税ノ手加減ニ依ッテ「ガソリン」税ヲ高クシテ、サウシテ日本ノ人造石油ノ方ヲ盛ニスルト云フコトモ考ヘラレマスルガ、色々「ガソリン」ノコトニ付キマシテハ消費ノ節約ナリ、若シクハ他ノ方法ニ依ッテ「ガソリン」ヲモット上

ゲテ、ソレニ依ッテ日本ノ代用品ヲ盛ナラシムルト云フコトモ考ヘラレル、斯ウ思フノデアリマスガ、如何デアリマセウカ、何カダケデ御唱道ニナリマシテモイケナイノデシテ、有ラユル「ガソリン」ノ消費ノ方面ニ付テ、詳細ナ御取調ヲ願ッテ、其ノ御考ノ所ハ感ヲ深クスルノデアリマス、又「ガソリン」税ヲモット上げテモ宜イノデハナイカ、日本ガ一番低イノデ、五十一錢ト云フ「ガソリン」は世界中ニナイヤウナ譯デアリマスガ、サウスレバ直グ「タクシー」ガ止ルト云フコトデ何時デモ反対ノヤウデアリマスガ、然ラバ場合ニ依リマシテハ「ガソリン」ノ税ヲ上ゲテ、自動車税ノ方ヲ下げる、自動車税ハ隨分高イノデアリマスガ、自動車税ノ手加減ニ依ッテ「ガソリン」税ヲ高クシテ、サウシテ日本ノ人造石油ノ方ヲ盛ニスルト云フコトモ考ヘラレマスルガ、色々「ガソリン」ノコトニ付キマシテハ消費ノ節約ナリ、若シクハ他ノ方法ニ依ッテ「ガソリン」ヲモット上

○政府委員(竹内可吉君) 「ガソリン」ノ節約ニ付キマシテ御尋ガゴザイマシタガ、今日本市中ノ交通信号ガ實際ノ交通部副ハナイト云フ意味デノ御話デアリマス、實ハ甚ダ申譯ゴザイマセヌガ、私氣ノ付カナイ問題デアリマス、十分能ク調査致シマシテ、之ヲドノ程度ニ調整スルコトガ出來マスカ、其ノ調整ニ依リマシテ相當程度ノ「ガソリ」ン」節約ニナルコトデアリマシタナラバ、ト思ヒマス、ソレカラ尙其ノ外總テノ交通機關ノ上ニ付テ商工省ダケデナク、他ノ關係官廳ト連絡ヲ取ッテヤルヤ「ウニト云フ御話デゴザイマス、是モ實ハ商工省ト致シマシテモ、マア極ク露骨ニ申上げマスト、躍起ニナツテ實ハヤッテ居ルノデゴザイマス、併シマダ私共ノ志ノ通リニ實行ガ出來ナイコトガ多々實ハゴザイマシテ、今日燃料國近イ中ニ成案ヲ得ルコトダト思ッテ居リマス

○男爵大藏公望君 確カ此ノ前ノ議會ノ衆議院ノ委員會ニ於ケル速記録ヲ拜見致シマスガ、所謂圓「タク」ト云フヤウナモノノ状態ガ極メテ無統制デアリマシテ、「ガソリ」ン」ニ付テノ價格政策ヲ執ラムトスル場合ガ打明ケタ話デアリマス、ソレデ私共ノ考御工夫デモアルナラバ承リタイ

○政府委員(竹内可吉君) 「ガソリン」ノ節約ニ付キマシテ御尋ガゴザイマシタガ、今日本市中ノ交通信号ガ實際ノ交通部副ハナイト云フ意味デノ御話デアリマス、實ハ甚ダ申譯ゴザイマセヌガ、私氣ノ付カナイ問題デアリマス、十分能ク調査致シマシテ、之ヲドノ程度ニ調整スルコトガ出來マスカ、其ノ調整ニ依リマシテ相當程度ノ「ガソリ」ン」節約ニナルコトデアリマシタナラバ、ト思ヒマス、ソレカラ尙其ノ外總テノ交通機關ノ上ニ付テ商工省ダケデナク、他ノ關係官廳ト連絡ヲ取ッテヤルヤ「ウニト云フ御話デゴザイマス、是モ實ハ商工省ト致シマシテモ、マア極ク露骨ニ申上げマスト、躍起ニナツテ實ハヤッテ居ルノデゴザイマス、併シマダ私共ノ志ノ通リニ實行ガ出來ナイコトガ多々實ハゴザイマシテ、今日燃料國近イ中ニ成案ヲ得ルコトダト思ッテ居リマス

○男爵大藏公望君 尚モウ一ツ木材ノコトナリマシタノデ、今後一層力ヲ用ヒタイトコトガ多々實ハゴザイマシテ、今日燃料國善委員會ト云フモノガゴザイマスガ、ソコノ中心ノ問題トナツテ居ル譯デゴザイマス、居リマシテ、今商工省ノ中ニ自動車營業改組ノ決マリマシタヲ機會ニシマシテ、各方面トノ連絡ハ十分取り得ルヤウナ仕組ニモナリマシタノデ、今後一層力ヲ用ヒタイトコトガ多々實ハゴザイマシテ、今日燃料國近イ中ニ成案ヲ得ルコトダト思ッテ居リマス

○政府委員(太田正孝君) 只今大藏男爵ノ

カ、サウ思フノデアリマス、ソレ等ノ方針

ニ付テ大體伺ヒタイト思ヒマス

○政府委員(太田正孝君) 是ハ關稅問題ノ

一番大キナ問題デゴザイマシテ、日本ノ關

稅ト滿洲國ノ關稅トヲドウ云フ風ニシテ行

クカ、經濟ヲ一體トシテヤツテ行ク上ニハ當

然到著スベキ問題デゴザイマシテ、尤モ國

境ニ近イ方面ニ付キマシテハ拓務省ノ所管

ニナッテ、此ノ法案ノ一つガ出テ居ル如ク、

陸接國境ニ於ケル問題ハ別デゴザイマス

ガ、日滿關稅ヲドウシテ行クカ、斯ウ云フ

コトハ非常ニ大キナ問題デ先年來各關係當

局ノ間デ色々論議ガ行ハレテ居ルノデゴザ

イマス、問題ハ之ヲ統一致シマスト云フコ

トガ第二國ニドウ云フ關係ヲ持ツカト云フ

コトニナリマスノデ、特ニ其ノ點ニ付キマ

シテハ外務省關係ノ問題ガ起ツテ來ルノデ

アリマス、廣ク考ヘマスト云フト、諸外國

ニ於キマシテモ隨分第三國ニ利益ヲ與ヘザ

ル特惠關稅ヲ以テシテ居ル、例ヘバ「アメ

リカ」ト「キューバ」ノ如キ或ハ「イギリス」

本國ト印度トノ如キ色々ナ、問題ガアリマ

ス、此ノ問題ニ付キマシテ、又最惠國約款

ノ關係上キッパリト日本ト滿洲國トノ間ノ

關稅ヲ取ツテシマッテシマウト云フ所

迄ハマダ議ガ熟シテ居リマセヌ、但シ外ノ

國カラ入ツテ來テモ差支ヘナイト斯ウ云ツタ

モノニ付キマシテハ認メヨウト云フ意味

デ、今回モ人造石油ニ付キマシテハ免稅シ

テヤツテ行カウト云フ考ヲ起シタヤウナ次

第デアリマス、要スルニ日滿經濟一體ト云

フ問題ノ關稅ニ關スル一番大キナ問題デゴ

ザイマシテ、第三國ニ對スル關係カラマダ

決リ兼ネテ居ルヤウナ狀況デゴザイマス

○子爵裏松友光君 只今ノ御説明ニ依ツテ

日滿經濟關係、殊ニ滿鮮ノ關稅ノ問題ニ付

テ十分考慮ヲ拂フト云フコトヲ伺ヒマシテ

非常ニ喜ンデ居ル次第アリマス、尙大正

九年法律第五十三號ニ現レテ居ルノハ、極

ク枝葉末節ノ問題デゴザイマスガ、望ム所

ハ根本問題ニ付テ成ルベク速カニ御解決ア

ラムコトヲ希望致シマス

○政府委員(八角三郎君) 只今ノ大正九年

法律五十三號ノ改正ハ只今仰セニナリマシ

之ニ付キマシテハ尙具體的ニハ檢討ヲ

ニ付キマシテ、私共ノ試案ト云フヤ

ノ目標ハ立テマシテ、商工省トシマシテハ一應

ウナモノハ持ツテ居リマス譯ニアリマス、

之ニ付キマシテハ尙具體的ニハ檢討ヲ

○委員長(伯爵黒木三次君) 大藏男爵、今商工省ノ政府委員ガ御見エニナリマシタカ

ラ鐵ニ關シテノ御質問ヲ御願ヒ致シマス

○男爵大藏公望君 ソレデハモウ一遍申上

ゲマスガ、今回鐵ノ輸入稅ヲ免除セラレル

ノデアリマスガ、之ヲ免除シマスレバ日本

ノ欲スル量ハ大體入ル御見込デアリマセウ

カ、若シ輸入稅ヲ免除シテモナカニ望ム

量ハ入ラヌトスレバ、其ノ對策ハドウ云フ

對策ヲ御執リニナルノデアリマセウカ、大

體鐵ハ何年頃ニ達スレバ自給自足ノ域ニ達

スルノデアリマスカ、大體ノ何ト申シマス

カ製鐵鐵鑄國策ノ概要ヲ御示シ願ヒタイ

○政府委員(東榮二君) 鐵鑄自給ノ見透シ

ニ付キマシテ、私共ノ試案ト云フヤ

ノ目標ハ立テマシテ、商工省トシマシテハ一應

ウナモノハ持ツテ居リマス譯ニアリマス、

之ニ付キマシテハ尙具體的ニハ檢討ヲ

ニ付キマシテ、私共ノ試案ト云フヤ

ノ目標ハ立テマシテ、商工省トシマシテハ一應

ウナモノハ持ツテ居リマス譯ニアリマス、

テ之ヲ支那、南洋、濠洲等カラ仰ガナケレバナラナイト考ヘテ居リマス、尤モ非常ノ場合ニ際シマシテ、是等ノ地方カラ原礦石ノ輸入ガ不可能デアルト云フ場合ニハ、内地及ビ朝鮮等ニアリマスル貧礦及ビ砂鐵ヲ混用スルトカ之ヲ利用致シマシテ、鑛石ニ付キマシテモ自給ガ出來ルト云フ目標ヲ大

體立テ居リマスノデスガ、鑛石ノ輸入ガ

ノ欲スル量ハ大體入ル御見込デアリマセウ

カ、若シ輸入稅ヲ免除シテモナカニ望ム

量ハ入ラヌトスレバ、其ノ對策ハドウ云フ

對策ヲ御執リニナルノデアリマセウカ、大

體鐵ハ何年頃ニ達スレバ自給自足ノ域ニ達

スルノデアリマスカ、大體ノ何ト申シマス

カ製鐵鐵鑄國策ノ概要ヲ御示シ願ヒタイ

○政府委員(東榮二君) 鐵鑄自給ノ見透シ

ニ付キマシテ、私共ノ試案ト云フヤ

ノ目標ハ立テマシテ、商工省トシマシテハ一應

ウナモノハ持ツテ居リマス譯ニアリマス、

之ニ付キマシテハ尙具體的ニハ檢討ヲ

ニ付キマシテ、私共ノ試案ト云フヤ

ノ目標ハ立テマシテ、商工省トシマシテハ一應

ウナモノハ持ツテ居リマス譯ニアリマス、

之ニ付キマシテハ尙具體的ニハ檢討ヲ

ニ付キマシテ、私共ノ試案ト云フヤ

ノ目標ヲ以テ擴張計畫ヲ進メテ居ル次第デア

リマス、唯併シ其ノ時ニナリマシテモ原料

シテ自給ガ出來ハシナイカ、斯ウ云フ目標

ヲ立テ居ル次第デアリマス

タル鐵鑄石ハ需要ノ約三分ノ一ハ依然トシ

○男爵大藏公望君モウ一ツ伺ヒマシタノ
ハ、現在ノ状態ニ於テ輸入税ヲ免除スレバ、
日本ノ鐵ノ不足ト云フモノヲ「カバー」シ得
ルカ、若シ「カバー」シ得ナイナラバ如何ナ
ル對策アリヤ、此ノ點ニ付テ御所見ヲ伺ヒ

ニハ確カ百萬「トン」ノ砂鐵ト百萬「トン」ノ硫化鐵トヲ含ンデ居ルヤウニ伺ヒマシタガ、サウデゴザイマスカ

ルカ、若シ「カバー」シ得ナイナラバ如何ナル
ル對策アリヤ、此ノ點ニ付テ御所見ヲ伺ヒ
タイ

○政府委員(東榮一君) 數量ヲ確カニ百萬
「トン」トハ申上ダ兼ネマスガ、砂鐵及硫化

○政府委員(東榮二君) 差當ツテ此處少ク

○男爵大藏公望君 砂鐵ニ付テハナカク
硫黃ヲ實際的ニ取ルト云フコトハ目下試驗

クラップ「ノ輸入ヲ相當シナケレバナラヌト
思ッテ居リマス、是ハ輸入ガ可能デアルカド
ウカト云フコトニ付キマシテハ、勿論事態

中ノヤウナ程度ノコトト承ッテ居リマスン、
又硫化鐵ノ硫黃ヲ取ルト云フコトヘナカノ
ムヅカシイノデ、チット御計畫ガ樂觀ニ過ギ
ヤシナイカト云フ感ジヲ持ツノデアリマス

ノ變化ニ因リマシテ、是ハ必ズ絶對ニ安全
ダトハ或ハ申上ガラレナイカモ知レマセヌ
ガ、今ノ所ハ大體必要ナダケ輸入ガ出來テ
居リマスノデ、今後モサウ直グ急ニ全部杜
絶スルト云フヤウナコトハアルマイト存ジ

○男爵大藏公望君 先程ノ御話ニ五年後ニ
ハ自給自足ガ出來ルト云フ御話デアリマシ
タガ、其ノ時分ノ數量ハ凡ソ何萬「トン」ノ
御見込デアリマスカ

○政府委員(東榮一君) 之モ確定致シタノ
デハゴザイマセヌケレドモ、大體ノ目標ト
シマシテ、先ヅ日満ヲ通ジテ鑛材ガ一千萬

「トン」ト云フ目標デ進ンデ居リマス

○政府委員(東榮二君) 砂鐵ニ付テハナカノ
硫黃ヲ實際的ニ取ルト云フコトハ目下試驗
中ノヤウナ程度ノコトト承ッテ居リマスシ、
又硫化鐵ノ硫黃ヲ取ルト云フコトハナカノ
ムヅカシイノデ、チット御計畫ガ樂觀ニ過ギ
ヤシナイカト云フ感ジヲ持ツノデアリマス
ガ、何トカモツト確實ナ方法ヲ御考ニナル
ヤウナ御考ハナイノデアリマスカ、マダ本
當ニ工業トシテ餘程疑ハシイト思フヤウナ
砂鐵ナリ、若シクハ硫化鐵ヲ含ムモノハ、
ノダナト云フ氣ガスルノデアリマス、私案
伺ツテ居ルノハ百「トン」ノヤウニ伺ツテ居リ
マスガ、大分政府ノ御計畫モアヤフヤナモ
ノダナト云フ氣ガスルノデアリマス、私案
ト申サレマスノデ、政府ノ御計畫デアリマ
スマイガ、私案トシマシテモ、チット心細イ
ヤウナ氣ガスルノデアリマス、如何デスカ
○政府委員(東榮二君) 砂鐵ノ利用ニ付キ
マシテハ、從來色々政府トシテ研究ヲ致シ
テ居リマスノデアリマスガ、之ガ利用ハ御
話ノ通リマダ十分ニ研究ガ出來テ居ルトハ
化鐵トラ含ンデ居ルヤウニ伺ヒマシタガ、
サウデゴザイマスカ

申上ゲ兼ネルカト思ヒマス、唯併シ一部特
殊ノ銅材等ニ付キマシテハ、砂鐵ヲ原料ニ

○男爵大藏公望君 ソレハモウ少シ殖エ得
ルノデヤナイデゴザイマセウカ、今ノ満洲

シテ、既ニ事業化シテ居ル或程度ハ事業化シテ居レモノアリマス、又之ヲ容廣蘆ニ

二百萬「トン」ト云フヤウナコトハ、チット御

使ヒマシテ、普通銑鐵トシテノ原料トシテ
使ヒマスコトニ付テモ、日鐵ニ於キマシテ
最近相當研究ガ進ンデ居リマシテ、是モ試

○政府委員(東榮二君) 満洲カラノ輸入ガ
若シモウ少シ多量ニ可能デアリマスレバ、
致シマスガ、如何デゴザイマセウカ

駢のニノ既ニ成身シ外に申上ガテ宣シイ
存ジマス、是モ早晚事業化出來ルモノト見
テ居リマス、其ノ他朝鮮邊リニ於ケル貧饉
ノ處理ト云フヤウナコトニ付テモ相當程度
ト達成シテ居ラバハアマ、大

アリマス、サウ云フコトガ可能デアリマス
レバ、是ハ内地カラ申セバ非常ニ結構ナコ
トダト思ヒマス

計畫大進ニテ居リテノアリマス
五年後ニ於テ鐵鋼ノ原料タル鑛石ノ需要ノ
三分ノ二程度ヲ自給スルコトハ、サウ非常
ナ無謀ナ計畫デハナイモノト私共ハ考ヘテ

ト「アメリカ」デ大分「スクランブル」ヲ日本ニ
テ一 点伺ヒタイデスガ、最近新聞デ見マス
輸出スルコトヲ禁ズルト云フ議論ガ強マツ

○男爵大藏公望君 モウ一遍ダケ伺ヒタイ

テ來テ居ルヤウテアリマス。日本ノ今ノ情勢、

ノデスガ今ノ千萬「トン」ノ中ニハ、滿洲力
ヲ參リマスモノニ何「トン」ゴザイマシテ、
又朝鮮ノ茂山鐵礦ノ計畫ガ其ノ中ニ含マレ

ハ出來ナイト非常ニ打撃ヲ受ケルト云フヤ
ウニ伺ヒマスガ、サウ云フ點ニ付テ御意見
ヲ伺ヒマス

テ居リマスカ

○政府委員(東榮二君) 朝鮮ノ茂山ノ鐵鑄
ハ其ノ中ニ含ンデ居リマス、ソレカラ滿洲
カラ内地へ採ツテ參リマスモノハ先程申上
ガマシタヤウニ、銑鐵百萬「トン」、鑛片等ノ
半製品百萬「トン」ト云フ豫定デアリマス

マシテ「スクラップ」ノ輸出ヲ禁止シナケベ
イカヌト云フヤウナ意見ガゴザイマスコト
ハ承知致シテ居リマス、尙現状ニ於キマシ
テハ「スクラップ」ノ輸入ガ全然止リマスレ
バ、我ガ國ノ鋼材ノ供給ニ相當支障ガアリ

マスコトハ御話ノ通リデゴザイマス、唯五年後ニ、私共ノ只今計畫シテ居リマス擴張計畫ガ完成致シマシタ暁ニハ、「スクラップ」ノ輸入ガ全然止ッテモ支障ナク鐵鋼ノ供給ヲ爲シ得ルコトヲ目標トシテ進ンデ居リマス譯デアリマス。

○山川端夫君 現狀デ「スクラップ」ノ入ラ

ナクナルト非常ニ御困リニナルト云フコトモ伺ツテ居リマスガ、ソレニ對シテ政府デハ

是ハ外務省ノ方ノ關係ノ方ニ御尋シタ方ガ

宜イカモ知レマセヌガ、「スクラップ」ノ輸入ニ付テ何カ適當ナ手段ヲ講ズル、サウ云

フ手段ヲ執ツテ居ラレマスカドウカ、ソレヲ承リタイ

○政府委員(太田正孝君) 外務省ノ方カラ

御答スル譯デアリマスガ、先程鑛山局長ノ

御話モアリマシタガ、私共ニ入ッタ情報デ

ハ、隨分山川サンノ御示シノヤウナ禁止論

モアリマスガ、反対ニ「スクラップ」ヲ賣ル

方ノ業者ノ色々ナ運動モゴザイマシテ、只

今ノ所デハ大藏省側ノ見ル所デハ、ソンナコトニハ立到ラナイト斯ウ考ヘテ居リマス、

樂觀ト云ツテモ向フノ材料デゴザイマスガ、私共ノ方ニ入ッタ材料ニ於キマシテハ、サウ

云フ御言葉ノヤウナ方面ノコトモ聞キマシタガ、「スクラップ」ノ輸出業者ノ方デ其反

マスコトハ御話ノ通リデゴザイマス、唯五

年後ニ、私共ノ只今計畫シテ居リマス

計畫ガ完成致シマシタ暁ニハ、「スクラップ」

ノ輸入ガ全然止ッテモ支障ナク鐵鋼ノ供給

ヲ爲シ得ルコトヲ目標トシテ進ンデ居リマス

譯デアリマス。

○男爵安場保健君

今ノ問題ニ關聯シテチ

ヨット伺ヒマスルガ、先程ノ一千萬「トン」

ノ製鐵ノコトニ付キマシテハ、礦石ハ南洋

方面ノモノハ取レルト云フ見込ノ下ニ御立

テニナッテイラッシヤルンデハナイカト思ヒ

マスガ、サウ思ツテ間違ヒハアリマセヌカ、

ソレガ止ツテモ一千萬「トン」ヤレルト云フ

御見込デアリマスカ

○政府委員(東榮二君) 先程申上ゲマシタ

ヤウニ、支那、南洋若シクハ濠洲等カラ約

三分ノ一ノ程度ノ鑛石ヲ輸入シテ、鐵鑛ノ

需給ヲシタイト斯ウ云フ考デ居リマスガ、

併シ非常ナ場合ニ際シマシテ、是等ノ地方

カラ鑛石ノ輸入ガ止リマシタ場合ニハ、内

地ノ砂鐵及貧鐵等ヲ使用スルコトニ依ツテ

供給ニハ支障ハナイモノト考ヘテ居リマス

○委員長(伯爵黒木三_三次君) ソレデハドウ

ゾ關稅定率法中改正法律案ト、昭和七年法

律第四號中改正法律案大正十四年法律第五

十一號中改正法律案ノ此ノ三案ニ付キマシ

テ御質問ガアレバドウ……

○菅原通敬君

此ノ關稅法中改正法律案、

其ノ他今日茲ニ取上げテ審議スルコトニナッ

テ居リマス三案ナルモノハ前内閣ニ於テ前

議會ニ提出サレタモノニ對シテ或修正ヲ加

ス

○政府委員(太田正孝君) 菅原サンノ御質

問ニ對シテ御答ヘ申上ゲマス、此ノ關稅ガ

收入關係ニ於テハ前ノ内閣ノ考ヘタ時トド

ウ違ツテ居ルカ、茲ニ三ツ固メテ御審議ニ

ナッテ居ル關係カラ申上ゲマスルト云フト、

方面ノモノハ取レルト云フ見込ノ下ニ御立

テニナッテイラッシヤルンデハナイカト思ヒ

マスガ、サウ思ツテ間違ヒハアリマセヌカ、

ソレガ止ツテモ一千萬「トン」ヤレルト云フ

御見込デアリマスカ

○政府委員(東榮二君) 先程申上ゲマシタ

ヤウニ、支那、南洋若シクハ濠洲等カラ約

三分ノ一ノ程度ノ鑛石ヲ輸入シテ、鐵鑛ノ

需給ヲシタイト斯ウ云フ考デ居リマスガ、

併シ非常ナ場合ニ際シマシテ、是等ノ地方

カラ鑛石ノ輸入ガ止リマシタ場合ニハ、内

地ノ砂鐵及貧鐵等ヲ使用スルコトニ依ツテ

供給ニハ支障ハナイモノト考ヘテ居リマス

○委員長(伯爵黒木三_三次君) ソレデハドウ

ゾ關稅定率法中改正法律案ト、昭和七年法

律第四號中改正法律案大正十四年法律第五

十一號中改正法律案ノ此ノ三案ニ付キマシ

テ御質問ガアレバドウ……

○菅原通敬君

此ノ關稅法中改正法律案、

其ノ他今日茲ニ取上げテ審議スルコトニナッ

テ居リマス三案ナルモノハ前内閣ニ於テ前

議會ニ提出サレタモノニ對シテ或修正ヲ加

ス

○政府委員(太田正孝君) 菅原サンノ御質

問ニ對シテ御答ヘ申上ゲマス、此ノ關稅ガ

收入關係ニ於テハ前ノ内閣ノ考ヘタ時トド

ウ違ツテ居ルカ、茲ニ三ツ固メテ御審議ニ

ナッテ居ル關係カラ申上ゲマスルト云フト、

方面ノモノハ取レルト云フ見込ノ下ニ御立

テニナッテイラッシヤルンデハナイカト思ヒ

マスガ、サウ思ツテ間違ヒハアリマセヌカ、

ソレガ止ツテモ一千萬「トン」ヤレルト云フ

御見込デアリマスカ

○政府委員(東榮二君) 先程申上ゲマシタ

ヤウニ、支那、南洋若シクハ濠洲等カラ約

三分ノ一ノ程度ノ鑛石ヲ輸入シテ、鐵鑛ノ

需給ヲシタイト斯ウ云フ考デ居リマスガ、

併シ非常ナ場合ニ際シマシテ、是等ノ地方

カラ鑛石ノ輸入ガ止リマシタ場合ニハ、内

地ノ砂鐵及貧鐵等ヲ使用スルコトニ依ツテ

供給ニハ支障ハナイモノト考ヘテ居リマス

○委員長(伯爵黒木三_三次君) ソレデハドウ

ゾ關稅定率法中改正法律案ト、昭和七年法

律第四號中改正法律案大正十四年法律第五

十一號中改正法律案ノ此ノ三案ニ付キマシ

テ御質問ガアレバドウ……

○菅原通敬君

此ノ關稅法中改正法律案、

其ノ他今日茲ニ取上げテ審議スルコトニナッ

テ居リマス三案ナルモノハ前内閣ニ於テ前

議會ニ提出サレタモノニ對シテ或修正ヲ加

ス

○政府委員(太田正孝君) 菅原サンノ御質

問ニ對シテ御答ヘ申上ゲマス、此ノ關稅ガ

收入關係ニ於テハ前ノ内閣ノ考ヘタ時トド

ウ違ツテ居ルカ、茲ニ三ツ固メテ御審議ニ

ナッテ居ル關係カラ申上ゲマスルト云フト、

方面ノモノハ取レルト云フ見込ノ下ニ御立

テニナッテイラッシヤルンデハナイカト思ヒ

マスガ、サウ思ツテ間違ヒハアリマセヌカ、

ソレガ止ツテモ一千萬「トン」ヤレルト云フ

御見込デアリマスカ

○政府委員(東榮二君) 先程申上ゲマシタ

ヤウニ、支那、南洋若シクハ濠洲等カラ約

三分ノ一ノ程度ノ鑛石ヲ輸入シテ、鐵鑛ノ

需給ヲシタイト斯ウ云フ考デ居リマスガ、

併シ非常ナ場合ニ際シマシテ、是等ノ地方

カラ鑛石ノ輸入ガ止リマシタ場合ニハ、内

地ノ砂鐵及貧鐵等ヲ使用スルコトニ依ツテ

供給ニハ支障ハナイモノト考ヘテ居リマス

○菅原通敬君

此ノ關稅法中改正法律案、

其ノ他今日茲ニ取上げテ審議スルコトニナッ

テ居リマス三案ナルモノハ前内閣ニ於テ前

議會ニ提出サレタモノニ對シテ或修正ヲ加

ス

○政府委員(太田正孝君) 菅原サンノ御質

問ニ對シテ御答ヘ申上ゲマス、此ノ關稅ガ

收入關係ニ於テハ前ノ内閣ノ考ヘタ時トド

ウ違ツテ居ルカ、茲ニ三ツ固メテ御審議ニ

ナッテ居ル關係カラ申上ゲマスルト云フト、

方面ノモノハ取レルト云フ見込ノ下ニ御立

テニナッテイラッシヤルンデハナイカト思ヒ

マスガ、サウ思ツテ間違ヒハアリマセヌカ、

ソレガ止ツテモ一千萬「トン」ヤレルト云フ

御見込デアリマスカ

○政府委員(東榮二君) 先程申上ゲマシタ

ヤウニ、支那、南洋若シクハ濠洲等カラ約

三分ノ一ノ程度ノ鑛石ヲ輸入シテ、鐵鑛ノ

需給ヲシタイト斯ウ云フ考デ居リマスガ、

併シ非常ナ場合ニ際シマシテ、是等ノ地方

カラ鑛石ノ輸入ガ止リマシタ場合ニハ、内

地ノ砂鐵及貧鐵等ヲ使用スルコトニ依ツテ

供給ニハ支障ハナイモノト考ヘテ居リマス

○菅原通敬君

此ノ關稅法中改正法律案、

其ノ他今日茲ニ取上げテ審議スルコトニナッ

テ居リマス三案ナルモノハ前内閣ニ於テ前

議會ニ提出サレタモノニ對シテ或修正ヲ加

ス

○政府委員(太田正孝君) 菅原サンノ御質

問ニ對シテ御答ヘ申上ゲマス、此ノ關稅ガ

收入關係ニ於テハ前ノ内閣ノ考ヘタ時トド

ウ違ツテ居ルカ、茲ニ三ツ固メテ御審議ニ

ナッテ居ル關係カラ申上ゲマスルト云フト、

方面ノモノハ取レルト云フ見込ノ下ニ御立

テニナッテイラッシヤルンデハナイカト思ヒ

マスガ、サウ思ツテ間違ヒハアリマセヌカ、

ソレガ止ツテモ一千萬「トン」ヤレルト云フ

御見込デアリマスカ

○政府委員(東榮二君) 先程申上ゲマシタ

ヤウニ、支那、南洋若シクハ濠洲等カラ約

三分ノ一ノ程度ノ鑛石ヲ輸入シテ、鐵鑛ノ

需給ヲシタイト斯ウ云フ考デ居リマスガ、

併シ非常ナ場合ニ際シマシテ、是等ノ地方

カラ鑛石ノ輸入ガ止リマシタ場合ニハ、内

地ノ砂鐵及貧鐵等ヲ使用スルコトニ依ツテ

供給ニハ支障ハナイモノト考ヘテ居リマス

○菅原通敬君

此ノ關稅法中改正法律案、

其ノ他今日茲ニ取上げテ審議スルコトニナッ

テ居リマス三案ナルモノハ前内閣ニ於テ前

議會ニ提出サレタモノニ對シテ或修正ヲ加

ス

○政府委員(太田正孝君) 菅原サンノ御質

問ニ對シテ御答ヘ申上ゲマス、此ノ關稅ガ

收入關係ニ於テハ前ノ内閣ノ考ヘタ時トド

ウ違ツテ居ルカ、茲ニ三ツ固メテ御審議ニ

ナッテ居ル關係カラ申上ゲマスルト云フト、

方面ノモノハ取レルト云フ見込ノ下ニ御立

テニナッテイラッシヤルンデハナイカト思ヒ

マスガ、サウ思ツテ間違ヒハアリマセヌカ、

ソレガ止ツテモ一千萬「トン」ヤレルト云フ

御見込デアリマスカ

○政府委員(東榮二君) 先程申上ゲマシタ

ヤウニ、支那、南洋若シクハ濠洲等カラ約

三分ノ一ノ程度ノ鑛石ヲ輸入シテ、鐵鑛ノ

需給ヲシタイト斯ウ云フ考デ居リマスガ、

併シ非常ナ場合ニ際シマシテ、是等ノ地方

カラ鑛石ノ輸入ガ止リマシタ場合ニハ、内

地ノ砂鐵及貧鐵等ヲ使用スルコトニ依ツテ

供給ニハ支障ハナイモノト考ヘテ居リマス

○菅原通敬君

此ノ關稅法中改正法律案、

其ノ他今日茲ニ取上げテ審議スルコトニナッ

テ居リマス三案ナルモノハ前内閣ニ於テ前

議會ニ提出サレタモノニ對シテ或修正ヲ加

ス

○政府委員(太田正孝君) 菅原サンノ御質

問ニ對シテ御答ヘ申上ゲマス、此ノ關稅ガ

收入關係ニ於テハ前ノ内閣ノ考ヘタ時トド

ウ違ツテ居ルカ、茲ニ三ツ固メテ御審議ニ

ナッテ居ル關係カラ申上ゲマスルト云フト、

方面ノモノハ取レルト云フ見込ノ下ニ御立

テニナッテイラッシヤルンデハナイカト思ヒ

マスガ、サウ思ツテ間違ヒハアリマセヌカ、

ソレガ止ツテモ一千萬「トン」ヤレルト云フ

御見込デアリマスカ

○政府委員(東榮二君) 先程申上ゲマシタ

ヤウニ、支那、南洋若シクハ濠洲等カラ約

三分ノ一ノ程度ノ鑛石ヲ輸入シテ、鐵鑛ノ

需給ヲシタイト斯ウ云フ考デ居リマスガ、

</div

モ四百萬圓バカリノ增收ヲ得テ、其ノ財源ヲ以テ輸出補償制度ヲ擴張スルト云フヤウナ施設ヲサルト云フ強イ御主張デアッタ、今度ハ其ノ事ハ御捨テニナツタノデアルカ、御捨テニナツタスレバ、其ノ輸出補償制度ノ擴張ト云フモノハドウシテオヤリニナル御考デアリマスカ、ソコヲ一ツ……

○政府委員(太田正孝君) 今回ノ改正案ノ中ニハ申上ダル迄モナク輸出統制稅關係ノ

モノハ入ッテ居リマセヌノデゴザイマス、ソ

レノ對策ハドウスルカト云フコトハ商工省

ノ所管ニ屬スルカト思ヒマスカラ、私カラ

申上ダルノハドウカト思ヒマス、唯收入關

係ハ、實ハ非常ニ此ノ前ノ解散ノ結果色々

ナ費目ニ出入ガゴザイマシテ複雜ナ關係ニ

ナツテ居リマスガ、關稅ノ方面ニ於キマシテ

モ收入額ダケ取レルカト、斯ウ云フ問題ガ

アル譯デゴザイマスガ、其ノ方ハ只今迄ノ

傾向デハドウヤラ行ケルヤウニ存ジマス

○菅原通敬君 關稅定率ノ整理ト云ヒマス

カ改正ト云ヒマスカニ付テハ、大藏省ニ於

テ常ニ根本的整理若シクハ改正ヲ行フベク

準備サレテ居ルト云フコトヲ伺ッテ居ルノ

デアリマスガ、時々ニ刻々ニ變化シテ來ル

貿易狀態、產業狀態等デアリマス爲ニ、或

ハナカノ纏リニクイト云フコトモアルノ

カモ知レマセヌガ、之ニ對スル準備ト云フ軸承等ノ品物ニ付キマシテハ同様ニ關稅改モノハ一體御出來ニナツテ居ルノカドウカ、唯時々刻々、色々ナモノヲ斷片的ニ改正セラレルト云フコトデナシニ、矢張リ根本的整理ト云フモノガ必要デアラウト思ヒマスガ、ソレハドウ云フヤウニ御考ヘデアリマスカ

○政府委員(太田正孝君) 實ハ御案内ノ通り廣田内閣ノ時ニ、根本的ト申上ダゲテ宜イ大キナ改正案ヲ御作リニナリマシタガ、前内閣ノ時ニ之ヲ撤回致シマシタノデス、デ問題ノ内容ハ國策ニ關係シテ、或ハ重要產業若シクハ原料ニ關シテドウスルカ、又新タニ起シタ產業ニ對シテ關稅政策上ドウスルカ、更ニ定率法ノ中ニ掲ゲラレテ居ル各品目ノ權衡ヲ得ナイモノニ付テドウスルカ、斯ウ云々

○菅原通敬君 先刻伺ッタ關稅改正ニ依ッテ收入ノ增加スペキモノノ内譯表ヲ頂戴スルコトガ出來マスカドウデスカ

○政府委員(太田正孝君) 御答ヘ申上ダマス、礦油關係ト自動車關係ト只今申シマンタ新產業ト申シマスカ、針布外三品サウ云フモノニ付テ極ク大マカナ「ラウンドナムシタ全般的ノ改革ノ中デ、重要產業ニモ原料ニモ關スル國策關係ノモノニ付キマシテハ、其ノ時ニ計畫サレマシタ礦油、自動車部分品等ニ付キマシテハ、前内閣ノ時ニモ此ノ案トシテ出シタ譯デゴザイマス、新興產業

上三種ノ品物ヲ合セマシテ合計二千九十九萬品デ稅率改正ニ依ル増加ガ六十七萬圓、以依ル増加ガ二百十萬圓、ソレカラ針布外三料ハ無論「アルコール」ヲオヤリニナル其ノ原マス、是ハ輸入ヲスル時ノコトヲ豫想サレニ付キマシテハ常ニ注意ヲ怠ラナイノデゴザイマスガ、廣田内閣ノ時ニ考ヘラレ、林閣ニナリマス、處ガ先程言ヒ落シマシタノデアリマスガ、前ノ内閣ニナクテ今度ノ内閣ノ時ニモ其ノ案ヲ繼ギ、更ニ今回モ出シマツタコトデゴザイマスガ、印刷用紙ノ稅

モ原料ヲ輸入シタ方ガ廉イカラト云フコト

デ、内地ノ原料ヨリモ輸入ヲ待ツ方ガ算盤
上宜イト云フコトカラ、斯ウ云フ規定ヲ置
カレタストルト甚ダ矛盾シタコトニナルト
思ヒマスガ、其ノ邊ハドウ云フコトニナリ
マスカ

○政府委員(太田正孝君) 高橋委員ノ御尤

モナル御質問アリマスガ、此ノ規定ヲ設
ケマシタノハ、凶作ナドノ場合ニ原料ヲ得
ラレナイ場合ノ用意デザイマシテ、内地
ノ農產物ヲ、殊ニ農民ニ大切ナ産業ヲ侵サ

ウト云フ意味デヤッタノデハゴザイマセヌノ
デアリマス、凶作ノ時ノ用意ニ過ギマセヌ
ノデ、政府ト致シマシテハ左様ナ考ハ毛頭
持ツテ居リマセヌカラ念ノ爲ニ申上げマス

○子爵高橋是質君 分リマシタ
○委員長(伯爵黒木三次君) 皆様ニチヨッ
ト申上げマスルガ、大臣ハ今日ハ衆議院ノ
方ニ増税案ガ出テ居ル關係上此ノ方ニ參ル
コトガ出來ナイサウデアリマス、從テ明朝
出來ル限り來テ吳レト云フコトヲ要求致シ
マシタカラ、大臣ヘノ御質問ハ明日ノ朝十
時カラ再開致シタイト存ジマスカラ、其時
ニ御譲リヲ願ヒタイト思ヒマス

○菅原通敬君 私ハ政務次官カラ伺ヒマシ
タカラ宜シウゴザイマス
○子爵裏松友光君 大正七年法律第四號中

改正法律案、之ニ付テ御伺ヒ致シマスガ、
其ノ附則ニ本案ノ改正案ノ實施期限ヲ昭和
十二年十月一日トスウ云フ風ニサレテアリ
マスガ、思ヒマスノニ今度ノ特別議會デモ
アリ直グニ之ヲ實施スルト云フコトニナリ
マスト云フト、實際問題トシテ色々支障ヲ
來スヤウナコトヲ御考慮ニナシテ、斯ウ云フ
風ニ約二箇月ノ間施行期限ヲ延バサレタト
推測スルノデアリマスガ、今迄ノ前例モ餘
リナイコトデゴザイマスルシ、又通常議會
ニ於テ既ニ四月一日カラ施行サレルト云フ
コトニナリマスレバ、其處ニ數箇月ノ猶豫
期間モアルト云フヤウナコトデゴザイマス
カラ、此ノ臨時議會ニ於ケル極メテ稀ナル
例外的ノ規定デアルト云フ風ニ解スベキモ
ノデゴザイマスカ、其ノ點ニ付テハ如何デ
スカ

○政府委員(太田正孝君) 裏松子爵ノ言ハ
レマス通リデゴザイマシテ、實ハ普通ノ場
合デゴザイマスト、御示シノ通り例ヘバ普
通議會デ一月提案サレマシテ二、三月貴衆
兩院ノ審議ニ御願ヒシテ、四月ニ出スト云
フコトニナルト大體二箇月位アルノデゴザ
イマス、然ルニ今回ハ特別議會デ非常ニ期
間モ短イシ、其ノ點モ考慮シナケレバナラ
ヌト云フノデ以テ、マア二箇月位其處ニ取ツ

タラ宜カラウ、申上ゲルマデモナク關稅ヲ
動カスト云フコトハ、生産者ニモ消費者ニ
モ響ク問題デゴザイマス、殊ニ今回ノ三割
五步稅撤廢ト云フノハ物價ノ調整ト云フヤ
ウナ意味モゴザイマスルガ、出來得ルナラ
バ、消費者ノ利益ヲ以テ言フナラバ、即刻
行フト云フコトデアルベキデゴザイマスガ、
經濟界ニ非常ナ打擊ヲ與ヘルト云フコトハ
此ノ内閣ノ方針デゴザイマセヌノデ、其處
ニ矢張リ生産者ノ建前モ考ヘマシテ、二箇
月ヲ取ツタノデアリマス、砂糖ナドノ商取引
ニ於テハ隨分長イ期間ガアルノデアリマス
ガ、其處迄見ルト云フコトハ關稅ノ制度ノ
建前カラ出來マセヌノデ、普通議會ニ於ケ
ル建前ヲ取リマシテ、三割五步關稅ニ關シ
鉛ニ致シマシテモ同様ニ十月一日カラ行フ
コトニ致シタイ、同時ニ出ル法律ノ文面カ
ラ申シマスト、他ノ方ハ直グ行ツテ、三割五步
稅關稅ダケ十月一日ト云フト其處ニ法律ノ
形式上ニ不揃ハゴザイマスケレドモ、元々
外ノ方ハ貴族院ニハ參リマセヌデシタガ、
世間ニ棚晒シニナシタ案デゴザイスシテ、既
ニ當業者ニ於テハ御用意ガアツタ譯デゴザ
イマスカラ、其處ニハ十月十日ト云フ期限
タカラ宜シウゴザイマス

ト思ヒマス
御覽ニナツテ居リマスカ、一應御伺ヒシタイ
ノ自動車ノ部分品ノ性能ニ付テドンナ風ニ
リマシテ、ソレニ付テ政府ハ今、現在日本
少シ私ハ其ノ邊ノ了解ヲ致シ兼ネルノデア
フヤウナ意味合ヒニナルト存ジマスノデ、

カラノ輸入ニ俟テ居リシタ爲ニ、其ノ設備ニ整備ニ時ヲ要シマシテ、其ノ製造ニ著手シマンタノハ漸ク今年ノ五月デアリマス、併シナガラ其ノ部分品ニ付キマシテハ十分國產ニ依リマスルモノヲ使用致シマシテ、其ノ自動車ハ市場ニ於テモ之ガ需要ヲ各方

此ノ競争ニ堪ヘ得ルダケノ力ヲ與ヘテ置キ
タイ、左様ニ考ヘテ居リマス次第デアリマス
ス、尙今回ノ關稅ノ改正ハ自動車及部分品
ニ付キマシテハ日佛協定ノ關係上、其ノ實
施期限ガ五箇月後ニナリマスガ、現在國產
會社ニ於テ折角能力ヲ發揮スルニ努メテ居

場合ニサウ云フ製品ガ關稅ノ引上ニ依ツテ
高クナルト云フコトハ、此ノ多數ノ圓「タ
ク」業者ガ非常ニ困ルト云フ狀態ヲ惹キ起
シヤシナイカト思フノデアリマスガ、其ノ
邊ニ付テ御當局ノ御考ハ如何デアリマセウ

ス、只今政府ノ許可ヲ受ケマシテ自動車製造事業ヲ經營致シテ居リマスルモノハ、豊田紡織機株式會社竝ニ日產自動車株式會社デアリマスガ、此ノ兩社ニ於キマシテ自動車ヲ製造致シマスニ付キマシテ、其ノ部分品ノ性能ガ果シテ如何カト云フ意味ノ御尋ト存ジマスルガ、當初豊田紡織機株式會社ニ於キマシテ自動車ヲ製造致シマシタ場合ニ、其ノ性能ガ果シテ如何ナモノデアラウカト云フ點ニ付キマシテハ、多少案ゼラレマシタ點モナイデハナイノデアリマシタケレドモ、其ノ後相當ニ機械設備ノ改善モ圖リマシタシ、又技術方面ニ於テモ可ナリ熟練ヲ經テ參リマシタノデ、只今ニ於キマシテハ其ノ性能ニ於キマシテハ、外國ノ製造ニ係リマスル大衆車ノソレニ比シマシテ、左迄遜色ノナナイ程度ニ迄進ンデ居ルト、左様ニ私共ハ考ヘテ居リマス、日產自動車株式會社ニ於キマシテハ、實ハ設備機械ヲ外國

マス、要シマスルニ國產自動車ハ其ノ部分品ハ全部之ヲ國產品ニ依リマシテ製造致シテ居リマシテ、市場ニ於テモ其ノ性能上ハ左迄不自由ヲ生ジテ居ナイ、斯様ニ見テ居リマス、固ヨリ乗用車等ニ付キマシテハ、云フヤウナ點モアリマスノデ、此ノ點ハ或程度國產車ニ慣レルコトガ必要デアリマスガ、車自體ニ付キマシテモ今後一層工夫改善ヲ致ス必要ガアルト思ヒマス、尙申ス迄モナイコトデゴザイマスガ、我ガ國ニ於キマスル自動車工業ノ確立ト云フコトハ、結果致シマスルニ此ノ部分品工業ヲ發達セシメマシテ、之ガ確立ヲ圖ルト云フコトニ歸著致シマスノデ、折角官民共ニ懸念ニナリマシテ此ノ自動車工業ノ完成ニ努力致シテ居ル次第アリマス、即チ今回關稅改正ニ依リ將來内外品ノ競爭ガ豫想セラレマスル場合ニ於キマシテハ、十分我ガ國ノ製品ガ

○大澤徳太郎君　國產ノ部分品モ追々宜クス
ナルト云フ可能性ハ私モ十分認メルノデゴ
ザイマスガ、現在ノ所ニ於キマシテハ未ダ完
全トハ申シ難イカト遺憾ナガラ言ハザルヲ
得ヌノデアリマス、殊ニ御承知ノ通リニ、今現
在日本ニ使ハレテ居リマスル大多數ノ車ハ舶
來車デアリマス、ソレノ部分品ト云フモノハ陸
分澤山要ルノデアリマス、現ニ圓「タク」業
者ガ毎日劇シク使ヒマスルト、アノ部分品
ト云フモノハ非常ニ澤山要ル、ソレヲ日本ノ
ノ製品デ以テ間ニ合ハス場合モゴザイマス
ルケレドモ、ドウモモウ一ツ持チガ宜クナ
イトカ、十分使用ニ堪ヘナイトカ云フコト
ノ爲ニ、已ムヲ得ズ矢張リ「フォード」トカ
「シボレー」トカ云フ純正ノ附屬品ヲ買ハナ
クチヤナラヌト云フ狀態デアル、サウ云フ

○政府委員(小島新一君) 關稅改正ノ結果、其ノ價格ニ及シマスル影響ト云フコトニ付テ御尋デゴザイマスガ、此ノ關稅改正ノ結果、自動車ノ價格ニ付キマシテハ其ノ需給ノ状態デアリマストカ、或ハ各社ノ營業政策デアリマストカ、或ハ其ノ部分品ノ更ニ又材料等ノ値段、若シクハ其ノ需給關係ト云フヤウナ點カラ、各種ノ事情カラ考慮セラレルモノデアラウト思フノデアリマス、併シナガラ關稅ノ改正ノ結果、或程度迄價格ノ引上ト云フコトモ有リ得ルカト思フノデゴザイマスケレドモ、假ニ今回ノ改正ニ依リマシテ部分品ノ稅率改正其ノ儘ニ自動車ノ價格ニ及シマシテモ、其ノ程度ハ極メテ僅カデアリマスノデ、此ノ程度ノ關稅改正ノ影響ニ付キマシテハ、我ガ國民トシマシテハ之ヲ忍ンデ貰フト云フコトガ、自動車工業確立上已ムラ得ナイコトデアルトス様ニ考ヘテ居リマス

モ段々高クナリ、殊ニ部分品ガ更ニ高クナ
ルト云フコトハ、相當ナ苦痛デハアルマイ
カト思フノデアリマス、併シナガラ是以上
申上ゲルコトハ或ハ議論ニナルカモ存ジマ
セヌシ、私ハ日本ノ國產品ガ今一段進ンデ
完全ニ近イモノニナリマシタナラバ、十分
關稅ヲ御上ゲニナッテ之ヲ保護ナサルト云
フコトモ已ムヲ得ナイコトカト思ヒマス、
當然ノコトカト思ヒマスルケレドモ、未ダ
舶來品ヲ輸入セザルヲ得ヌト云フ場合ニ於
テ、是等ニ餘リ高率ノ關稅ヲ御掛ケニナル
ト云フコトハ、徒ラニ消費者ヲ苦シムルコ
トガ非常ニ多大デアルマイカト云フコトヲ
ハ心配致シマス、併シ是以上ハモウ其ノ點
ノデスガ、私ハ全ク輸入ノ手續ノコトヲ能
ク存ゼヌノデゴザイマスルガ、關稅ガ掛カ
リマス際ニ、若シ外國カラ參リマス船ガ日
本ノ港ヘ到著前ト雖モ申告ヲ致シマス、稅關
ニ輸入申告ヲ致シマスナラバソレデ元ノ稅
率デ以テ課稅サレルモノナンデゴザイマス
カ、或ハ其ノ港ニ到著シタ時分ニ合ハ
ナイト駄目ナモノデセウカ、一應御伺ヒシ

タイノデス

○政府委員(太田正孝君) ソレハ大澤サン
ノ仰シャイマシタ後ノ場合デゴザイマシテ、
利著シタ時デナイトイケマセヌ

○大澤徳太郎君 サウ致シマストモウ一應
御尋ネ致シマスガ、例ヘバ荷物ノ陸揚地ガ
横濱ニナッテ居リマス、サウシテ船ガ長崎迄
著イテ居ル、モウ既ニ日本ノ港ニハ入ッテ
居ツテ、申告地ハ横濱、「デスティネーショ
ン」、陸揚地ハ横濱デ船ガ長崎ニ著イタト

云フ時ハ、ドウ云フ御取計ヒニナツテ居リマ
スカ

○政府委員(太田正著君) 矢張リイケナイ
コトニナツテ居リマス

○大漢領ノ良親若シサリテラノ其リ云
場合ハドウデスカ、假ニ初メノ「デステイ

ネレショニ」ハ横濱デアル、サウシテ長崎
ニ船ガ著イタト云フ時分ニ、其ノ荷物ヲ長
崎デ湯ダサヘスレバ宜イ墨デスネ

○政府委員(太田正孝君) 其ノ時ハ一向差
支ナイ、輸入シタ時ニナル譯デゴザイマス

○大澤徳太郎君 サウスルト「デステイ
ーション」ハドウアラウト、陸揚ゲガ共

ノ期日前ニ出來テ居レバ宜イコトニナルノ
デスカ

○政府委員（太田正孝君）要スルニ到著シ

タ巻デ手續ヲナサル其ノ時ガ問題デ、外ニ送

ルト云フコトハ入ッテカラ後ニナリマスカ
ラ關係ゴザイマセヌ……先程モウ一ツ保護
關稅ノ時ニ、ドウモ衆議院ノ方デモサウ云

フ議論ガ出マシタガ、保護關稅ヲ設クベキ時ト云フノハ何時モ問題ニナルノデ、消費

者ノ立場デ考ヘテ自動車ニ付テノ御話ガア
リマシタガ、實ヲ申上ゲマスト色々ナ保護

關稅ノ時ニナルト、モット早クヤッテ吳レタ
ラト云フヤウナコトモアルノデ、先程ノ自動

車ニ付キマシテハ大變議論ガ多イ點デ、殊ニ此ノ北支事變デ徵發サレタトカラ色々ナ例

モ聞イテ居リマスガ、何シロ大キナ國產產業トシテヤツテ行カウ、又燃料政策トシテ大キナ方計ヲ樹テ、居リマスノデ、蓋す各方

ヨリノ銅板、居リハシテ、隣分名ア
面ニエ里支障ヲ來スコトハ承知シテ居リマス

ガ、國策ノ上誠ニムヲ得ナイコトデアリ
マスカラ、ソコハ能ク御了承ヲ願ヒタイト
思ヒマヌ

○大澤徳太郎君　今一ツ伺ヒタイノデスガ、
「アメリカ」デハ「ガソリン」ノ税金デ以テ殆

ド之ヲ道路ノ改築費ニ使ッテ居ルト云フ風ニ聞イテ居リマス、ナカ／＼其ノセイデゴ

ザイマスカ「アメリカ」ハモウ殆ドドンナ山ノ中ニ行ッテモ、道路ハ非常ニ立派ニ改善サ

レテ鋪裝ガ行屆イテ居ルヤウデゴザイマス、

第四部第一二類 關稅定率法中改正法律案特別委員會議事速記錄第一號

變態デゴザイマス

○大澤德太郎君 砂糖關稅ニ關シマシテ沖繩縣ノ方カラ陳情書ノヤウナモノガ出デ居リマスガ、今度附加稅ガ撤廢サレルト云フコトニ付キマシテ、沖繩ニ於ケル糖業者ハ非常ニ困憊ニ陥ルデアラウト云フコトヲ心配致シテ居ルノデゴザイマスガ、何カソレニ對シテ政府ハ多少ノ補助ヲヤルトカ何カノ方法ニ依ツテ之ヲ救濟スルト云フ御考ヲ

○政府委員(太田正孝君) 今回ノ砂糖ノ三割五分撤廢ト云フ問題ヘ、中「ザラ」ダケニナッテ居リマシテ黒糖ノ方ニハ及ビマセヌ、併シナガラ當然一方ガ下ゲラレマスト云フト

其ノ響キヲ受ケマスコトハ當然デゴザイマス、併シナガラ沖繩ノ黒糖ニ付キマシテハ、最近ニ私共ノ見タ所ニ於テハ消費稅撤廢後ノ狀況ナドカラ考ヘ、無論今度三割五分撤廢スルト云フコトノ聲ト共ニ矢張リ響キヨ與ヘタ事實ハ認メマスガ、現在ノ程度ニ於キマシテハ、マダ茲ニ補助ヲシヨウトカ、サウ云フ考ニ迄ナッテ居リマセヌ、申上ゲルマデモナク沖繩關係ノ製糖ニ付テ、特ニ黒糖ニ付キマシテ或ハ苗圃ニ付テ、或ハ作種ニ付テ色々ナ意味ニ於テ補助金ハヤッテ居リマス、黒糖竝ニ沖繩全體ノ糖業ト云フモ

ノガ重要ナル立場ニアルコトハ篤ト承知シテ居リマスガ、今日ノ狀態ニ於テハ、此ノ關稅撤廢ニ付テ特ニ又補助ヲ出スト云フ所迄參ツテ居ナイト存ズルノデアリマス

○男爵安場保健君 今ノ問題ニ關聯シテチヨツト……只今ノ御說ダト補助ヲシナクテモ、沖繩ノ經濟ニハ餘リ影響ハナイト云フ御見込デ、將來何カ打擊ガ起ツテ行カナクナツテカラデナケレバ補助シナイト云フ意味デスカ

○政府委員(太田正孝君) 大變私ノ言葉ガ足リマセヌデシタガ、全然無イト云フ意味デハゴザイマセヌデス、只今ノ所、例ヘバシナガラ當然一方ガ下ゲラレマスト云フトモ承知シテ居リマスガ、只今ノ狀況ニ於テハ其處迄考ヘナクテモ宜カラウ、斯ウ云フ意味デアリマス

○政府委員(太田正孝君) 大藏省ノ御當局ガ御出デニナツテ居リマスノデ……只今政府委員ノ御話ニ依リマスト、時局ニ關シテ此ノ

為替管理ノ方法ヲ考究中デアルト云フ御話ヲ伺ヒマシタガ、固ヨリ國際貸借ノ均衡ヲ得セシメルト云フコトハ、是ハ我國ノ刻下ノ急務デアリ、又從テ為替管理法ガ行ハレルト云フコトモ當然ノコトデアルノデアリマス、ソレニ加フルニ今回時局ガ突發シタノデアリマスカラ、尙更之ニ對シテノ爲替ノ許可或ハ不許可ノ方針ヲ御定メニナルト云フコトハ必要ナコトト思ヒマス、ソレデ爲替ノ許可ガ下ルト此ノ頃ヘドンヽ相場ガ上リマシテ、高ク外國カラ買ハナケレバナラスト云フコトガ起リツ、アルノデアリマス

○政府委員(太田正孝君) 全般的ノ關係ハ

上ゲルノハ僭越ト思ヒマスガ、關稅ニ關スル限り又稅制ニ關スル限リニ於テハ只今申上ゲタヤウニ存ジテ居ル次第デゴザイマス

○男爵安場保健君 沖繩ノ、内務省ノ御方御出デニナリマスカ

ノ原料ガナケレバ生産ガ出來ナイ、斯ウ云フ原料品ニ對シテハ、政府當局トシテモ成ルベク迅速ニ爲替ノ許可ヲ御與ヘニナルヤウニシテ戴ク方針ヲ採ツテ戴キタイト思ヒマス、ト云フモノハ原料ガ我國ニ無イ、生産者ガ無イ、而シテ其ノ原料ノ不足ノ爲ニ其ノ工業ヲ中止シナケレバナラヌ、或ハ操業ヲ短縮シナケレバナラヌ、從テ其ノ製品ガ不足スル爲ニ輸出ガ出來ナイ、又國際

○政府委員(太田正孝君) 大藏省ノ御當局ガ御出デニナツテ居リマスノデ……只今政府委員ノ御話ニ依リマスト、時局ニ關シテ此ノ

為替管理ノ方法ヲ考究中デアルト云フ御話ヲ伺ヒマシタガ、固ヨリ國際貸借ノ均衡ヲ得セシメルト云フコトハ、是ハ我國ノ刻下ノ急務デアリ、又從テ為替管理法ガ行ハレルト云フコトモ當然ノコトデアルノデアリマス、ソレニ加フルニ今回時局ガ突發シタノデアリマスカラ、尙更之ニ對シテノ爲替ノ許可或ハ不許可ノ方針ヲ御定メニナルト云フコトハ必要ナコトト思ヒマス、ソレデ爲替ノ許可ガ下ルト此ノ頃ヘドンヽ相場ガ上リマシテ、高ク外國カラ買ハナケレバナラスト云フコトガ起リツ、アルノデアリマス

○政府委員(太田正孝君) 御注意ノ點ハ能ク承知シテ置キマス

ノ原料ガナケレバ生産ガ出來ナイ、斯ウ云フ原料品ニ對シテハ、政府當局トシテモ成ルベク迅速ニ爲替ノ許可ヲ御與ヘニナルヤウニシテ戴ク方針ヲ採ツテ戴キタイト思ヒマス、ト云フモノハ原料ガ我國ニ無イ、生産者ガ無イ、而シテ其ノ原料ノ不足ノ爲ニ其ノ工業ヲ中止シナケレバナラヌ、或ハ操業ヲ短縮シナケレバナラヌ、從テ其ノ製品ガ不足スル爲ニ輸出ガ出來ナイ、又國際

○男爵安場保健君 宜シウゴザイマス

○委員長(伯爵黒木三次君) ソレデハ今日
ハ此ノ程度ニ止メマシテ明日又十時カラ開
キタイト思ヒマス、今日ハ是ニテ散會致シ
マス

午後四時十四分散會

出席者左ノ如シ

委員長 伯爵黒木 三次君
副委員長 男爵東郷 安君
委員

公爵岩倉 具榮君
侯爵筑波 藤麿君
子爵伊東二郎丸君
子爵裏松 友光君
子爵高橋 是賢君
山川 端夫君
男爵大藏 公望君
男爵安場 保健君
菅原 通敬君
稻畑勝太郎君
磯村豊太郎君
佐々木八十八君
大澤徳太郎君
山田仙之助君
出光 佐三君

政府委員

對滿事務局次長 青木 一男君

内務省地方局長 坂 千秋君

大藏政務次官 太田 正孝君

大藏參與官 中村三之丞君

大藏書記官 尾關 將玄君

農林省水產局長 三宅發士郎君

農林省經濟更生部長 小平 権一君

商工省工務局長 小島 新一君

商工省鑛山局長 東 榮二君

燃料局長官 竹内 可吉君

拓務政務次官 八角 三郎君

拓務省殖產局長 植場 鐵三君

朝鮮總督府財務局長 林 繁藏君

昭和十二年八月六日印刷

昭和十二年八月七日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局